

川越市児童館ティーンズコーディネート事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要及び目的

川越市児童館ティーンズコーディネート事業は、こども・若者の多様な居場所づくりに取り組む一環として、ティーンズコーディネーターを配置し、児童館職員と連携を図りつつ、中高生世代向けプログラムの企画運営や、地域団体等との連携強化、児童館職員に対する研修（以下、「ティーンズコーディネート業務」）の取組を実施する。

このことにより、児童館という0歳から18歳までの幅広い年齢のこどもを対象とした施設の特性を活かし、こども・若者の居場所づくりを充実させ、安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりの推進に寄与することを目的とする。

なお、当事業は、国のこどもの居場所づくり支援体制強化事業（児童館等を活用した地域課題解決モデル事業）を活用して実施するものであり、ティーンズコーディネート業務において、児童館の機能・役割を活かした活動の開発等を行い、成果をとりまとめることとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市児童館ティーンズコーディネート事業業務委託

(2) 業務内容

川越市児童センターこどもの城を拠点として、市内各児童館（児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館）におけるティーンズコーディネート業務を実施する。詳細は、仕様書のとおり。各児童館の施設情報は、「川越市児童館一覧」のとおり。

ただし、当該仕様書に定めのない事項であっても、当該業務の効果が上がると判断されるものについては、積極的に提案すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 業務委託限度額

本業務委託の限度額は、4,718,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

3 担当課 こども未来部 こども育成課 児童センターこどもの城

所在地 〒350-0824 埼玉県川越市石原町1丁目41番地2

電話番号：049-225-7289 F A X：049-225-7289

メール：jido★city.kawagoe.lg.jp @を★に置き換えています。

4 参加資格

本件に参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和 49 年規則第 21 号）を遵守した上、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 351 号）に基づく令和 7・8 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。または、名簿の登載に相当する資格要件を備え、所定の資格審査を経て、公表する参加者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員及び川越市暴力団排除条例（平成 24 年川越市条例第 32 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。法人又は法人が運営する施設について、過去 3 年間に於いて、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 過去 5 年間で、本業務に類似する中高生世代の居場所づくりに関する事業の実績を有すること。
- (9) 川越市の子育て施策及び児童福祉行政を理解し、市が行う児童福祉行政に積極的に協力できること。

5 選考スケジュール（予定）

以下を予定している。ただし、都合により変更する場合がある。

内容	期間等
公募開始	令和 8 年 7 月 24 日（金）
質問受付及び施設見学	令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時まで
質問回答	令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 4 時までにホームページに掲載する。
参加申込	令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 4 時まで（郵送の場合は必着）

参加資格確認結果送付	令和８年８月１０日（月）に電子メール及び書面にて通知する。
企画提案書提出	令和８年８月１３日（木）午後４時まで（郵送の場合は必着）
ヒアリング審査	令和８年８月１７日（月）※時間等の詳細は別途通知。
審査結果通知	令和８年８月１９日（水）
仕様に関する協議	令和８年８月１９日（水）～２１日（金）
契約締結	令和８年８月２６日（水）

6 公募（公告）

(1) 公告日

令和８年７月２４日（金）

(2) 公告方法

川越市ホームページ『<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>』に記載する。

※トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→発注情報→プロポーザル案件
→令和８年度プロポーザル案件

7 施設見学

(1) 施設見学期間

公募の開始から令和８年７月３１日（金）午後４時まで

(2) 対象施設

児童センターこどもの城 所在地 川越市石原町１丁目４１－２

川越駅東口児童館 所在地 川越市菅原町２３－１０ クラッセ川越４階

高階児童館 所在地 川越市藤間２７－１ 高階市民センター内

(3) 施設見学の方法

対象施設の見学を希望する場合は、予め「児童センターこどもの城」に連絡し、担当者
と調整の上、訪問すること。現地での見学内容は、館内の施設紹介を行うものとする。ま
た、施設への訪問は、現地集合、現地解散とする。

なお、施設への質問は一切受け付けない。質問が生じた場合には、質問の受付・回答の
流れに沿って、質問を行うこととする。

8 質問の受付・回答

(1) 質問の受付期間

公募の開始から令和８年７月３１日（金）午後４時まで

(2) 質問の提出方法

本件について質問がある場合は、「質問票（様式１）」に必要事項を記入し、電子メール
に添付して「児童センターこどもの城」に提出すること。

その際、電子メールの表題は、「公募型プロポーザル質問（事業者名）」とし、電子メー

ル送信後、「児童センターこどもの城」に送信確認の電話をすること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）に対しては、一切回答を行わない。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年8月4日（火）に市ホームページにおいて、質問内容とともに掲載する。

9 参加申込み

本件に参加する意思がある場合は、次の書類を提出すること。

1	公募型プロポーザル参加申込書（様式2）
2	誓約書（様式3）
3	業務実績調書（様式4）

(1) 受付期間

公募の開始から令和8年8月6日（木）午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

上記1から3までの書類に必要事項を記入し、1部用意の上、「児童センターこどもの城」宛に持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は、事前に「児童センターこどもの城」の担当者に連絡をし、日時の調整を行うものとする。

提出後に、別途、書類の写しを電子メールにてデータを送付すること。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル参加申込（事業者名）」とする。

(3) 参加資格の確認

提出書類に基づき、参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、令和8年8月10日（月）に、参加申込みをした全ての事業者に対し、電子メール及び書面にて通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年8月10日（月）午前9時から同年8月13日（木）午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」といいます。）に必要事項を記入し、1部用意の上、「児童センターこどもの城」宛に持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は、事前に「児童センターこどもの城」の担当者に連絡をし、日時の調整を行うものとする。なお、提案は1事業者につき1つの提案の提出に限る。

提出後に、別途、書類の写しを電子メールにてデータを送付すること。電子メールの表題は、「公募型プロポーザル企画提案書（事業者名）」とする。

	提出書類	様式	注意事項
1	企画提案届出書	様式 5	
2	実施体制調書	様式 6	
3	業務工程表	様式 7	
4	企画提案書	様式 8	
5	見積書	様式 9	下記備考欄 3 を参考に記入すること
	備考 1. 提出書類は、日本工業規格による A 4 判の規格による。 2. 2～4 の書類について、作成事業者を特定できる内容の記述はしない。 3. 見積書（様式 9）の項目・内訳は、人件費、謝金、旅費、印刷費、保険料、通信費、消耗品、使用料及び賃借料等について記入する。		

1 1 ヒアリング審査

選考は、ヒアリング審査により行う。ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行う。その際、プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とする。プレゼンテーションの時間は 30 分以内で、その後質疑応答（15 分程度）を予定している。

ヒアリング審査の実施は、令和 8 年 8 月 1 7 日（月）を予定している。時間等の詳細は、令和 8 年 8 月 1 0 日（月）の参加資格確認結果通知と併せて、個別に電子メール及び書面にて通知する。

(1) 評価

評価は、別紙「川越市児童館ティーンズコーディネート事業業務委託公募型プロポーザル評価基準表」により行う。

ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定する。

なお、審査における最低基準点を 6 0 点とし、すべての参加事業者が最低基準点を満たさなかった場合は、再度公募を行う。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

ヒアリング審査は、参加事業者が 1 事業者であった場合も同様に評価を行う。

(2) その他

- ① ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「児童センターこどもの城」の担当者に事前連絡のうえ、相談すること。この場合において、パソコン（Windows）、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターは市が用意する。（その他の機器が必要な場合は、「児童センターこどもの城」の担当者と事前に協議す

ること。)。また、ヒアリング審査で使用する電子データは、市の指定する日までに、市の指定する様式にて提出すること。

- ② ヒアリング審査当日はパワーポイント等のデータを持参し、それを用いたプレゼンテーションが可能である。ただし、企画提案書の内容に沿ったものとし、企画提案書の範囲を超えたり、企画提案書の差し替え等は認めない。
- ③ ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないこと。
- ④ 審査委員会での選考は、非公開とする。また、選考実施後、実施要領、仕様書、現場等の公表資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 2 選考結果の公表

選考結果は、令和8年8月19日(水)(予定)にヒアリング審査に参加した事業者に電子メール及び書面にて通知する。選考結果は、市ホームページで公表する予定。

1 3 契約の締結

本業務の委託事業者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。なお、契約においては、川越市契約規則に基づき執行する。

1 4 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 5 その他留意事項

- (1) 本件に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類を市が受理した後の修正又は変更は、一切認めない。川越市と契約する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類である「業務工程表(様式7)」に記載

する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。

- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、川越市が本件の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成 8 年条例第 15 号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式 10）」を提出する。